

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱の一部改正について

## 1. 概要

令和6年8月5日付け厚生労働省老健局通知「地域包括支援センターの設置運営について」より主任介護支援専門員に準ずる者について、新たな要件が追加されました。

つきましては、地域包括支援センター職員の基準について定めている「船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱」の一部を改正予定のため報告いたします。

## 2. 改正内容

(1)「準ずる者の基準」の規定先を船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（以下、基準条例という）から介護保険法施行規則（以下、省令という）に変更する。

(2) 主任介護支援専門員に準ずる者について、以下①②を追加する。

①「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

②センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者（介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・

非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。)

### 3. 改正理由

#### (1) 「準ずる者の基準」の規定先の変更

「準ずる者の基準」について現行の要綱では基準条例を規定先としていたが、同基準条例が今後省令準拠方式に改正されることから本要綱も省令を規定先に変更する。

#### (2) 主任介護支援専門員に準ずる者の要件新設

主な改正理由は、今回の厚生労働省の通知で新たに追加された上記2(2)②の要件を適用するためである。

なお2(2)①の要件については、過去に国から示されていたものの、該当者が著しく少ないことから、当要綱に定めていなかったが、改めて厚生労働省へ問い合わせたところ、昨今の介護人材不足の状況から国でも柔軟な職員配置を認めているため、当要件も適用することで門戸を少しでも広げたほうが良いと助言を受けた。このことから、当要件も今回の改正に併せて適用する。

### 4. その他

要綱については、令和7年2月1日より改正する。

### 5. 別紙資料

(別紙1) 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱(改正後)

(別紙2) 船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱新旧対照表

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種の基準を定めるものとする。

(職員の員数、職種)

第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の職員の員数、職種は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（1）～（3）に掲げる者のいずれか1人を増員する。

2 前項に定める職種、員数については、地域包括支援センターの協働機関である在宅介護支援センターの専従常勤職員を充てることができる。

3 介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（1）～（3）に掲げている「準ずる者」についての基準は下記の表の通りとする。

	準ずる者の基準
介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（1）	看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（2）	福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。
介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）	次のいずれかに該当する者とする。 ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施

	<p>及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p> <p>イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者(介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。)</p>
--	--

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱新旧対照表

新	旧
<p>船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例(以下「基準条例」という。)の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種の基準を定めるものとする。</p> <p>(職員の員数、職種)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の職員の員数、職種は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに、<u>介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(1)～(3)</u>に掲げる者のいずれか1人を増員する。</p> <p>2 前項に定める職種、員数については、地域包括支援センターの協働機関である在宅介護支援センターの専従常勤職員を充てることができる。</p> <p>3 <u>介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(1)～(3)</u>に掲げている「準ずる者」についての基準は下記の表の通りとする。</p>	<p>船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種を定める要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、船橋市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例(以下「基準条例」という。)の一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合による職員の員数、職種の基準を定めるものとする。</p> <p>(職員の員数、職種)</p> <p>第2条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の職員の員数、職種は、担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに、基準条例第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者のいずれか1人を増員する。</p> <p>2 前項に定める職種、員数については、地域包括支援センターの協働機関である在宅介護支援センターの専従常勤職員を充てることができる。</p> <p>3 基準条例第3条第1項第1号及び第2号に掲げている「準ずる者」についての基準は下記の表の通りとする。</p>

<p><u>介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(1)</u></p>	<p>準ずる者の基準 看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p>	<p>基準条例第3条第1項第1号</p>	<p>準ずる者の基準 看護師資格を有し、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験及び地域ケア、地域保健等に関する経験が1年以上ある者をいう。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。</p>
<p><u>介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(2)</u></p>	<p>福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。</p>	<p>基準条例第3条第1項第2号</p>	<p>福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。</p>
		<p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	

<p><u>介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)</u></p>	<p><u>次のいずれかに該当する者とする。</u>  <u>ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知)による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</u></p> <p><u>イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であつ</u></p>	
	<p><u>て、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者(介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととする。)</u></p>	

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。